

令和4年度 3年次編入学生の履修のてびき(生活環境学部生活環境学科)

卒業要件

1 修業年限

編入学後の修業年限は2年である。2年間で次項に定める単位を修得できない場合は、年限を延長することができる。ただし、編入学後の在学年数は、休学期間を除いて4年を超えることはできない。

2 卒業までに修得すべき最低単位数

本学では授業科目を共通教育科目、基礎教育科目及び専門教育科目の三つに区分しており、この3区分を通して3年次編入学生は、編入学時に認定された単位を含めて、124単位以上を修得しなければならない。ただし、その単位のうちに、次の単位を含めて修得しなければならない。

- 1) 共通教育科目の中から『基礎教養科目群』の中の「人文科学科目」、「社会科学科目」及び『ジェンダー科目群』から合計4単位以上、『基礎教養科目群』の中の「国際理解科目」、「現代トピック科目」から合計2単位以上を含めて14単位以上
- 2) 基礎教育科目の中から4単位以上
- 3) 専門教育科目の中から80単位以上
- 4) 共通教育科目、基礎教育科目、専門教育科目の中から外国語科目を8単位以上(外国語科目の詳細は令和2年度履修便覧のp.99「外国語科目に関する卒業要件」を参照すること。)

なお、令和2年度履修便覧のp.228～234「教職課程科目」、p.267「学校図書館司書教諭課程科目」、及びp.269「図書館司書課程科目」の単位を修得した場合、合計で上限20単位まで上記の卒業に必要な単位数に含める。ただし、編入学時に資格課程科目の卒業要件算入単位数として認められている単位数を含めて20単位とする。

履修に関する注意事項

- 1 令和4年度に3年次に編入学した学生に対して適用される履修要項は、令和2年度入学生に適用する履修要項(令和2年度履修便覧に収載)による。ただし、開講学年や開講期等が変更されている場合があるので、大学・教務部のホームページ(<https://www.mukogawa-u.ac.jp/~kyoumuka/>)の「履修便覧」のページにて、修正された生活環境学科・令和2年度入学生用の履修要項(修正が赤字・青字で反映された履修便覧)を参照し、よく確認すること。なお、下級学年の科目を聴講計画している場合は、その学年の履修便覧も併せて参照し、開講中止や開講期の変更などが無いかを確認すること。
- 2 令和2年度履修便覧に記載されている同じ名称の科目が、現在も開講されていれば履修することができる。また、科目名が変更されている科目についても、「読み替え」が設定されていれば履修することができる。「読み替え」については、MUSES<時間割参照メニュー>の時間割に記載されている「読み替え科目一覧表」、又はMUSES<履修メニュー～履修登録・確認>の「★読替科目一覧参照画面へ」で確認すること。
- 3 短大在籍時に修得した単位は、「包括認定」として、修得単位数のみが認定されているが、資格関連科目等、個別に単位認定されている科目もある。これらの科目は履修できない。入学前既修得単位として単位認定された科目のうち、教員免許状申請に使用できる科目については、評価及び成績通知書に「教認」と表示される。
- 4 コース履修願について、令和2年度履修便覧(p.109)には、1年次後期に提出することとされているが、編入学生の場合は、編入学試験合格後に既にコース配属は行った。
- 5 教員免許状(中学・高校一種家庭)、学校図書館司書教諭並びに1級及び2級テクニカルアドバイザー資格認定証を取得しようとする者、また、図書館司書課程の履修を希望する者は、諸規定に従って手続きをしなければならないので、学校教育センター委員、教務委員又は担任の指導を受けること。
- 6 教職課程科目の履修は、令和2年度履修便覧を参照すること。「教育実習Ⅰ・Ⅱ(中高)」が単位認定(教認)されている学生については、「教育実習事前指導(中高)」は、選択科目とする。編入学生は令和4年4月施行の教育職員免許法施行規則が適用されるため、「教育方法の理論と実践」及び「ICT活用の理論と実践」が単位認定(教認)されていない学生は、令和5年度開講の「教育方法の理論と実践(1単位)」「ICT活用の理論と実践(1単位)」を履修の上、単位を修得すること。ただし、様々な指導が必要なので、この文書を受け取ったらすぐに学校教育センター委員(末弘先生)の指導を受けること。
- 7 テクニカルアドバイザー課程履修願について、令和2年度履修便覧(p.110)には、2年次6月に提出することとされているが、編入学生の場合、希望者は編入学後の3年次6月に提出すること。